

地域密着型介護老人福祉施設「夢の里」重要事項説明書

〈令和 8 年 8 月 1 日〉

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	地域密着型介護老人福祉施設 夢の里
・開設年月日	平成30年 2月 15日
・所在地	長崎県南島原市西有家町龍石5050-1
・電話番号	0957 (82) 8282
・ファックス番号	0957 (82) 8220
・代表者	施設長 石川恵子
・介護保険番号	地域密着型介護老人福祉施設 (介護保険事業者番号 4292500164)

(2) 地域密着型介護老人福祉施設の目的と運営方針

【事業の目的】

当事業所は地域密着型介護老人福祉施設計画に基づき、『住まい・暮らしの場』であると定義した上で、生活行為、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、入居者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようになることを目的とします。

この目的に沿って、夢の里では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【運営方針】

夢の里は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、『入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう』配慮しながら、各ユニットにて、自律的な日常生活を営むことができるよう支援していきます。

夢の里は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等の保険者、その他保健医療系サービス又は福祉系サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

また、ボランティアを積極的に受け入れ、そのほか地域住民との交流を図り、地域に根ざした施設を目指します。

(3) 職員体制

令和 8 年 8 月 1 日 現在

職 種	常 勤	職務内容
施設長（管理者）	1 名	施設の業務を統括する
医師	1 名（非常勤）	入居者の医学的管理を行う
看護職員	1 名以上	診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する
介護職員	10 名以上	医学的管理の下で介護を行う
生活相談員	1 名以上	入居者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施並びに職種間サービス提供上の連絡調整に従事する
介護支援専門員	1 名以上	施設が行うサービスの内容やケアプランの作成
管理栄養士	1 名以上	栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養を管理する
機能訓練指導員 （看護職員兼務）	1 名以上	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練及び指導に従事する
調理員	3 名以上	献立表に従い、管理栄養士の指示のもと調理を行う
事務職員	2 名以上	利用料の請求や施設内での入居者の金銭管理を行う

* 夜間は、看護職員または介護職員が 2 名体制

* 職員体制 短期入所生活介護 夢の里と兼務

(4) 主な職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
1 医師	木曜日：15：00～17：00
2 介護職員	日勤：8：00～17：00 早出：7：00～16：00 遅勤：10：00～19：00 夜勤：16：30～9：30
3 看護職員	日勤：8：30～17：30 早出：8：00～17：00
4 栄養士	日勤：8：30～17：30

(5) 入居定員等

入居定員 29床

療養室 3ユニット（全室個室） 各ユニット（10名・10名・9名）

夢の里の概要

	部屋	1 階	2 階
居室 一人部屋	29室	9部屋	20部屋
共同生活室	3部屋	1部屋	2部屋
介護浴室	3部屋	1部屋	2部屋
特浴室	1部屋	1部屋	
脱衣室	3部屋	1部屋	2部屋
医務室	1部屋	1部屋	
調理室	1部屋	1部屋	
理美容室	1部屋	1部屋	
家族宿泊室	1部屋		1部屋
事務室	1部屋	1部屋	
相談室	1部屋	1部屋	
ボランティア室兼 会議室	1部屋	1部屋	
地域交流スペース	1部屋	1部屋	

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 排泄
- ④ 入浴
- ⑤ 介護
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 機能訓練
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 入居者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス
- ⑪ 行政手続きの代行
- ⑫ その他

＊これらのサービスの中には、入居者からの基本料金とは別に利用料を頂くこともあります。また、年に1回の健康診断は全額自己負担となりますのでご了承ください。

3. 生活サービス

夢の里入居中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に入居者の立場に立って運営しています。

食事 : 朝食 午前 8時00分より
昼食 午後 12時00分より
夕食 午後 6時00分より

＊食事の時間は原則です。ご希望の時間に提供させていただきます。

また、原則として各ユニットの食堂でおとり頂きます。

＊通常のメニューのほか特別な食事を用意できます。ご利用の際は3日までに申し出ください。

この特別な食事の提供には、別途料金をいただきます。

＊食事は美味しくいただけるように、健康状態や機能に応じて調理法を工夫し、食べやすい食事形態で提供いたします。

入浴 : 週に最低2回。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

理美容 : ご本人及び家族代表者の希望があった場合、契約の業者と日程を調整して実施いたします。

＊理美容の代金は別途料金をいただきます。

シーツ交換 : 基本、週1回実施します。

社会生活上の便宜 : 夢の里では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、夢の里での生活を実り有る物とするために、適宜、レクリエーションや行事を企画します。

4. 協力病院

夢の里では、下記の医療機関に協力をいただいております。

(協力医療機関)

名 称	石川内科病院
住 所	長崎県南島原市西有家町里坊25番地1
名 称	長崎県島原病院
住 所	長崎県島原市下川尻町7895番地

名 称 公立新小浜病院
住 所 長崎県雲仙市南本町 9 3 番地

(協力歯科医療機関)

名 称 草野歯科医院
住 所 長崎県南島原市南有馬町乙 9 0 3 番地

5. 夢の里利用に当たっての留意事項

- ・ 面会 ： 午前 1 0 時～午後 8 時
 受付にある面会簿にお名前の記載をお願い致します。
 体調の悪い方や下痢・嘔吐の方がご家族内でいらっしゃる場合は、ご面会を控えて下さるようお願いいたします。
 感染症状況に応じて面会制限を設けることがあります。随時嘱託医と相談の上検討いたしますので、ご了承ください。
- ・ 外泊 外出：医師の許可が必要です。ご予約があれば早めにお申し出下さい。
 お盆やお正月など夢の里よりお勧めする場合もございます。
- ・ 飲酒 喫煙：夢の里内での飲酒はご遠慮下さい。喫煙は施設内は全館禁煙となっております。
- ・ 火気の取扱い：原則、禁止しております。
- ・ 設備、備品等の持ち込み：家電製品など持ち込みをされる場合にはお気軽にご相談下さい。
- ・ 電化製品持込使用費用：1 日 5 0 円の負担をお願いいたします。
 (例 テレビ/冷蔵庫/電気毛布・電気湯たんぽ 等)
 携帯電話は充電料金として、1 日 1 0 円の負担をお願いいたします。
- ・ 金銭、貴重品の管理：夢の里では盗難、紛失の責任は負いかねますので、持込みは極力ご遠慮下さい。ご家族様で管理をお願い致します。
- ・ 外泊時等の施設外での受診：原則としてできません。体調不良等あればまずは、夢の里にご連絡下さい。
- ・ 宗教活動 政治活動：原則、禁止しております。
- ・ ペットの持ち込み：原則、禁止しております。
- ・ 飲食物の持ち込み、差し入れ：原則、お断りしております。
 当施設では、生もの等食べ物の持ち込みを感染症予防、食中毒等の事故防止対策の為、一切の持ち込みを禁止しております。

*** 診療について**

夢の里への入居中は、嘱託医が診療をいたします。嘱託医が病院受診が必要と判断した場合には受診をお願いします。

医療機関を受診される場合は、原則として夢の里の職員が付き添いますが、付き添いが困難な場合はご家族との相談となります。

また、急変時は職員が付き添い搬送しますが、ご家族の方も早急に病院へお越し願います。

6. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化や事故等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、指定の緊急連絡先へ連絡をいたします。

【緊急時の連絡先】

氏 名	<div>〈続柄〉</div>
住 所	〒
電話番号	

氏 名	<div>〈続柄〉</div>
住 所	〒
電話番号	

7. 事故発生時の対応

事故発生時の処理体制・手順

事業所又は施設名	地域密着型特別養護老人ホーム 夢の里
申請するサービス種類	地域密着型介護老人福祉施設
<ol style="list-style-type: none"> 1 事故が発生した場合は、施設長に連絡すると共に速やかに家族代表者に連絡を行い入居者又は家族代表者の同意を得た上で、必要におうじ関係公共機関等への報告を行う。 2 事故の状況及び事故に際して採った処置や緊急事態が発生した場合は記録する。 3 事故発生の原因を究明し、再発防止のための対策を行う。 4 事故発生の原因が利用者に対する損害すべき事故の場合は、速やかに損害賠償を行う。 	

8. 非常災害対策

防火管理者には夢の里職員を充てます。

- ・ 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼します。
- ・ 非常災害設備は常に有効に保持するよう努めます。
- ・ 災害の発生や風水害や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたります。
- ・ 防火管理者は夢の里職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・年2回以上
（うち夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 入居者を含めた総合避難訓練・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害設備の使用方法的徹底・・・・随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

9. 苦情・相談について

夢の里のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、お気軽にご相談下さい。

利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要

事業所又は施設名	地域密着型介護老人福祉施設 夢の里						
申請するサービス種類	地域密着型介護老人福祉施設						
<p>1 入居者からの相談又は苦情等に対する常設の窓口（連絡先）、担当者の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口：施設長 石川 恵子 ただし、担当者が不在の場合は他の職員が対応する ・受付：月曜日から土曜日 ・方 法：電話、訪問、来所、ご意見箱（玄関に設置） ・苦情解決責任者：施設長 石川 恵子 ・夢の里以外 <table> <tr> <td>島原地域広域市町村圏組合</td><td>電話 0957（61）9101</td></tr> <tr> <td>南島原市役所福祉事務所福祉課</td><td>電話 0057（73）6651</td></tr> <tr> <td>長崎県国民健康保険団体連合会</td><td>電話 095（826）1599</td></tr> </table>		島原地域広域市町村圏組合	電話 0957（61）9101	南島原市役所福祉事務所福祉課	電話 0057（73）6651	長崎県国民健康保険団体連合会	電話 095（826）1599
島原地域広域市町村圏組合	電話 0957（61）9101						
南島原市役所福祉事務所福祉課	電話 0057（73）6651						
長崎県国民健康保険団体連合会	電話 095（826）1599						
<p>2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制と手順</p> <p>苦情を受け付けたら、苦情の内容を確認し、原因を調べるため情報収集する。 事実関係を文書化し、入居者、家族、職員の3者で話し合いの場を設ける。 職員は、それぞれに応じた対応策を考えて話し合いに臨み、原因を明らかにした後、 処理に必要な連絡調整及び申請手続き等を行い対処いたします。 入居者側が、納得できない点については、希望を確認し、納得していただけるような 改善策を再検討し、改善できることは速やかに対応して参ります。</p>							
<p>3 その他参考事項</p> <p>苦情の発生については、十分配慮すると共に、発生の予防の為に入居者等との連携に 努める。また、自治体やサービス事業者等とも綿密な連携、情報収集を図り、入居者等が 安心できるサービスを得られるような体制作りを心がけて行く。</p>							
<p>4 結果の公表</p> <p>個人情報等を考慮した上で、文書化した書類は玄関に掲示し公表致します。</p>							

第三者委員

林田 真理子様 社会福祉法人 白寿会
特別養護老人ホーム 緑ヶ丘荘
長崎県南島原市南有馬町己 234 番地 1
電話番号 0957-87-4314
F A X 0957-87-5390

隈部 エリ子様 長崎県南島原市在住
夢の里 評議員

10. 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる必要な措置を講じます。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して参加ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について全職員に周知徹底を図ります。
- ・虐待防止のための指針の整備を行います。
- ・虐待防止のための定期的な研修を実施します。
- ・虐待防止に関する担当者を設置しています。

11. 感染症対策について

当事業所は感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底のため、感染症全般の感染症発生時の指針・マニュアル等の整備、研修や訓練の実施を行い、あらゆる感染症拡大防止に努めます。

- ・あらゆる感染症対策の為に、感染対策検討委員会を構成し、おおむね3ヶ月に1回以上開催を行います。
- ・行政や地域の情報収集と関係機関より出されたガイドライン等新しい情報を入手し対策へとつなげ、また感染対策委員会の結果については、全職員へ周知徹底を行います。
- ・施設における感染症予防及びまん延防止のための指針の整備を行います。
- ・感染症拡大防止の為、会議や研修においては感染状況に応じオンラインや書面で開催する場合があります。

1 2. 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する必要な介護サービスの提供を継続するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画書に従い必要な措置を行います。

- ・従業者に対し業務継続計画について周知を徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。
- ・災害時には地域との連携を強化し、訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるようにしていきます。

1 3. 身体拘束について

身体拘束適正化のための指針を整備します。

当事業所は、原則として入所者様に対する身体拘束を行いません。

ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、身体拘束について入所者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。

その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容の説明を家族へ行い、記録し5年間保存します。

- （1）緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- （2）非代替性：身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限ります。
- （3）一時性：入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合等には、直ちに身体拘束を解きます。

1 4. ハラスメントについて

当事業所は、職員の言動等に起因するあらゆるハラスメント行為を禁止します。

1 5. カスタマーハラスメントについて

当施設では、以下の行為をカスタマーハラスメントと定義し、禁止します。

1. 禁止される具体的な行為

- ・身体的攻撃：叩く、蹴る、突き飛ばす、物を投げつける等の行為。

- ・精神的攻撃： 暴言、大声での威圧、SNS やネットへの誹謗中傷、名誉毀損。
- ・過剰な要求： 契約外のサービス強要、金品の要求、土下座の要求。
- ・業務妨害： 長時間の拘束、執拗な苦情の繰り返し、他利用者への迷惑行為。
- ・性的な言動： 職員への不適切な身体接触、卑猥な言動、交際の強要。

2. ハラスメントが発生した場合の対応

当施設が、複数の職員による事実確認等を踏まえ、カスタマーハラスメントに該当すると判断した場合は、対応をお断りさせていただく場合があります。

1. 注意と警告： 行為があった場合、直ちに中止を求め、口頭または書面にて警告を行います。
2. サービスの制限： 改善が見られない場合、担当者の交代や、複数名での対応、ご面談方法の指定等、対応を制限させていただくことがあります。
3. 契約の解除： 極めて悪質、または心身の安全が確保できないと判断した場合は、契約条項に基づき、サービスの提供を停止・解除いたします。また、警察への通報や弁護士を通じた法的措置をとることがあります。

3. 認知症の症状等への配慮について

利用者様ご本人の病状や認知症の周辺症状に起因する言動については、本規定を機械的に適用するのではなく、医師や専門家と連携し、ケアプランの見直し等により改善を図ります。

16. 事業所の指針

明るく 楽しい 暮らし

「おはよう」「おやすみなさい」と、あたりまえの生活。

「思いやりのところ」「いたわりのところ」は、あたりまえの気持ち。

いつも笑顔を忘れず、ところにゆとりを持って、チームワークを大切にします。

17

その他

この重要事項説明書に定めのない事項については、介護保険法令その他証法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

地域密着型特別養護老人ホーム 夢の里 利用同意書

地域密着型介護老人福祉施設 「夢の里」を利用するにあたり、入居利用
契約書及び重要事項説明書の内容に関して、担当者より説明を受け、これらを
十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

契約者

利用者 住所

氏名

代筆者 氏名

〈 続柄 〉

家族代表者 住所

氏名

〈 続柄 〉

事業所

住所地 長崎県南島原市西有家町龍石 5050－1

名 称 社会福祉法人 桃夭会
地域密着型特別養護老人ホーム 夢の里

代表者 理事長 石川 和仁

説明者 所属 生活相談員
氏名 南 崇雅